

特許庁委託事業

ASEAN 各国における産業財産権の権利化  
に係る費用及び期間に関する調査

2014 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

**TMI Associates (Singapore) LLP**

## 第2 調査結果（産業財産権権利化費用）

### 1. インドネシア

#### (1) 特許

	当局に対する費用 (インドネシアルピア <sup>1</sup> )	代理人報酬 (米ドル <sup>2</sup> )
出願費用		
国内出願（10 請求項まで）	575,000	600～800
国内出願（11 請求項以降の 1 請求項毎の追加料金）	40,000	—
PCT 出願国内移行手続 （10 請求項まで）	575,000	600～800
PCT 出願（11 請求項以降の 1 請求項毎の追加料金）	40,000	—
翻 訳 （英語からインドネシア語）	—	8～32／頁
公開請求費用		
早期公開請求	200,000	—
審査費用		
審査請求	2,000,000	230～
中間処理費用		
補正申請	—	—
応答手続	—	250～
維持費用		
1～3 年目	700,000／年	—
4・5 年目	1,000,000／年	
6 年目	1,500,000／年	
7・8 年目	2,000,000／年	
9 年目	2,500,000／年	
10 年目	3,500,000／年	
11～20 年目	5,000,000／年	

<sup>1</sup> 1 インドネシアルピア=0.01 円（2014 年 4 月 4 日現在）

<sup>2</sup> 1 米ドル=103.90 円（2014 年 4 月 4 日現在）

維持費用（1 請求項当たりの追加料金）		
1～3 年目	50,000／年	—
4・5 年目	100,000／年	
6 年目	150,000／年	
7・8 年目	200,000／年	
9～20 年目	250,000／年	

(2) 簡易特許

	当局に対する費用 (インドネシアルピア)	代理人報酬 (米ドル)
出願費用		
出願（10 請求項まで）	125,000	600
出願（11 請求項以降の 1 請求項毎の追加料金）	40,000	—
翻 訳 (英語からインドネシア語)	—	8～32／頁
公開請求費用		
早期公開請求	200,000	—
審査費用		
審査請求	350,000	230～
中間処理費用		
補正申請	—	—
応答手続	—	250～
維持費用		
1～4 年目	550,000／年	—
5 年目	1,100,000	
6 年目	1,650,000	
7 年目	2,200,000	
8 年目	2,750,000	
9 年目	3,300,000	
10 年目	3,850,000	
維持費用（1 請求項当たりの追加料金）		
1～10 年目	50,000／年	—

### (3) 意 匠

	当局に対する費用 (インドネシアルピア)	代理人報酬 (米ドル)
出願費用		
出 願	300,000 (小企業) 600,000 (小企業以外)	400～500
翻 訳 (英語からインドネシア語)	—	8～32/頁
中間処理費用		
補正申請	—	—
応答手続	—	250～
登録費用		
登 録	200,000 (小企業) 400,000 (小企業以外)	250～

### (4) 商 標

	当局に対する費用 (インドネシアルピア)	代理人報酬 (米ドル)
出願費用		
出願 (3 商品・役務まで)	600,000	255～325
出願 (4 商品・役務以降の 1 商品・役務毎の追加料金)	50,000	2
団体商標出願 (3 商品・役務まで)	600,000	255～325
団体商標出願 (4 商品・役務以降の 1 商品・役務毎の追加料金)	50,000	2
翻 訳 (英語からインドネシア語)	—	8～32/頁
中間処理費用		
補正申請	—	—
応答手続	—	250～
維持費用		
更 新	1,000,000 (小企業) 2,000,000 (小企業以外)	—

特許庁委託

ASEAN 各国における産業財産権の権利化  
に係る費用及び期間についての調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2014 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2013 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。